

# 南小だより

光陵中学校区 学校運営協議会  
南小部会ブログ



岩見沢市立南小学校 学校だより 令和5年5月23日(火) NO. 3

## ほめる視点について

近年、全国的にもっとも有名な公立学校の校長といえは、平成26年度から令和元年度まで東京都千代田区立麴町中学校に勤められていた 工藤 勇一 校長(現横浜創英中学・高等学校長)ではないでしょうか。報道等でも繰り返し取り上げられていましたが、宿題・定期テストの廃止、固定担任制の撤廃・全員担任制の導入など大胆で画期的な学校改革を手がけた方です。当時、全国各地から学校改革のノウハウを学ぶために麴町中学校にはたくさんの視察があったそうです。著書には『学校の「当たり前」をやめた。』『子どもが生きる力をつけるために親ができること』などがあります。

私も大きな関心をもっていましたので、数冊の著書を読んでいます。その中の『子どもが生きる力をつけるために親ができること』は、親向けに書かれたものですが、我々教員を含め子どもを育てる立場にある者すべてに通じる部分が大変多くあると感じましたので、その一部をここで紹介します。



### 『一等賞は称えない』

～【中略】～「ほめること」も「叱ること」も、親が子どもに伝える大切なメッセージになります。しかし、改めて考えると、どちらも非常に難しいものです。

～【中略】～では、ここで、みなさんがお子さんをほめたときのことを少し思い出してみてください。どんなとき、どんなことをほめたでしょうか？

例えば、「テスト、クラスで1位だったんだって？凄いね!」「〇〇小学校のサッカー部に勝つなんて、よくやったね!」といった感じででしょうか。

でも実は、これらはあまりよいほめ言葉ではないかもしれません。

クラスで1位になったことやライバル校に勝ったことは、相対的な「結果」に過ぎません。なんらかの分野において1位になるのも、他者がいてこそその1位であり、競う相手が変われば順位も変わるでしょう。しかし、結果をほめられ続けた子は、「相対」を意識するようになり、他者と自分を比較するようになります。すると将来、相手に勝てない、いい結果が得られないといった事態におちいると、「自分には能力がないから」と嘆いたり、練習することを諦めてしまったりします。また、勝負する前から、戦うことを放棄するようなこともあるでしょう。

ほめるときに注目したいのは、結果が出るまでの「過程・プロセス」です。テストで1位をとった子をほめるとしましょう。もちろん、1位という事実もすばらしいことです。でもここでは、1位という「結果」には注目せず、「すごいね!どんな工夫をして、勉強したの?」と、結果を引き出した「過程・プロセス」に焦点を置き、ほめるのです。

そうすると、「わからないところだけ、集中して勉強したんだ」とか、「絶対100点をとろうと思って、見直しをきっちりやった」など、工夫が見えてくるはずですよ。

親御さん自身がお子さんの努力の過程を見ておき、「ここがよかったね」と伝えてあげることも大切です。お子さんの中で、自分のプロセスが意識されるようになるでしょう。

こうやって育った子どもは、例え何かうまくいかないことがあっても、「今回はうまくいかなかったけれど、次はどうすればうまくできるだろう?」と、自分なりのやり方を考えます。将来にわたってコツコツと努力できる子どもになるというわけです。【引用:『子どもが生きる力をつけるために親ができること』著者 工藤 勇一 かんき出版】

子どもへの働きかけについては、その時々、その瞬間だけではなく、未来につながる意図をもった指導や支援が必要なことを改めて感じたところです。

保護者の皆様とも情報を共有したく、記事といたしました。

# 南小学校 第117回 大運動会

令和5年5月27日(土) ※小雨決行

順延になった場合のみ、一斉メールでお知らせします。その際には、一斉メール本文の下にある「受信確認」のURLをクリックして下さるようお願いいたします。

「くじけず あきらめず 最後まで輝け！！」 ~6年松組 前川 希依さん案~			
<第一部>	3・4年生の部	8:15~	9:25
<第二部>	1・2年生の部	9:40~	10:50
<第三部>	5・6年生の部	11:05~	12:15

## 【ご観覧について】

- 校舎前コンクリート部分とトラック外周部分にて 競技をしているお子さんの観覧が優先されるよう、周りの方と譲り合っていただくようお願いいたします。
- 小さなお子様をお連れの場合はくれぐれも目を離さぬようお願いいたします。  
また、ブロックごとの開催になるため、小学生が保護者の方と一緒に登校したり、帰りを待ったりすることもあるかと思いますが、その際も、公園で遊んだり、南風山やグラウンドで走ったりすることのないようお願いいたします。
- 校地内は全面禁煙となっておりますので、校地内での喫煙はおやめ下さい。

## 【交通安全について】

- 校舎北側の駐車場は開放しますが、台数には限りがあります。やむを得ない場合を除いて、できる限り徒歩でのご来校にご協力下さい。また、児童の登下校に時差があるため、車だけではなく、児童の出入りも不規則になります。どうか十分お気をつけ下さい。また、短時間であっても、路上・住宅前・空き地等への駐車はおやめ下さい。

紅組・白組による得点集計や全体での勝敗決定、個人への賞状配付は行いません。  
勝敗にかかわらず、子どもたちひとりひとりのがんばりへの応援をお願いします。

## 「南小学校いじめ防止基本方針」

裏面に「南小学校いじめ防止基本方針」を記載しました。本校では、ピア・サポートなどの取組をととして、日常的に親和的な学級づくりと自ら学びを深める授業づくりに取り組んでおります。地域・保護者の方と子どもたちの姿を共有し、豊かな心でしなやかに生き抜ける力を育みたいと思っております。何かありましたら、遠慮なくご相談・ご連絡いただけるようお願いいたします。

現在、全校でいじめアンケートを実施しています。早期発見、早期対応をするために、個別の聞き取りを行い、子どもたちの声を聞いております。結果については後日お知らせいたします。

## 6月1日(木)「大人の目 見守り作戦」

~光陵中学校校区一斉行動~

ご自宅の近くなどで、子どもたちの登校の様子を見守っていただけるようお願いいたします。その際は、見守り隊のプレートをご活用ください。

新学期の生活にも慣れてきた頃であると共に、屋外で遊ぶことも多くなってきました。すでにご存知のことと思いますが、道路交通法の改正に伴い、ヘルメットの着用が努力義務となりました。安全に交通ルールを守ることはもちろんのことですが、命を守るためにヘルメット着用を推奨いたします。

交通安全については学校でも指導しておりますが、どうぞご家庭でも日常的に話題にしてみてください。



## 【6月行事予定】

- 1日(木)大人の目見守り作戦
- 2日(金)クラブ
- 6日(火)おおぞら学級親子レク
- 9日(水)クラブ
- 20日(火)眼科検診(希望制)
- 22日(木)2年生社会見学
- 23日(金)PTA 常任委員会
- 26日(月)4P サミット
- 27日(火)3年生社会見学
- 29日(木)1年生社会見学

## 岩見沢市立南小学校 いじめ防止基本方針

### 1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年9月25日施行「いじめ防止対策推進法」より】

#### 《留意点》

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査等を行い、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。また、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 「発達障がいを含む障がいのある児童」等、特に配慮が必要な児童については、日常的にその児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導等を組織的に行う。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、いじめの芽はどの児童にも生じうるという緊張感を持ちながら、いじめに対する認識を全教職員で共有するとともに、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識を持つようにする。また、いじめを許さない学校づくりを進めるために、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「関係機関との連携」という4つの視点を大切にす。

#### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況等の事情も勘案して判断する。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・長期の期間が必要であると判断される場合は、別途長期の期間を設定する。

##### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・いじめの解消の見極めに当たっては、必要に応じて心理・福祉の専門家及び教育支援センター等の関係機関と連携を図りながら判断する。

### 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 生活指導委員会

校長、教頭、生活指導、各学年代表者、養護教諭からなる生活指導委員会を月に一度開催し、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

案件によっては、必要に応じて心理・福祉の専門家及び教育支援センター等の関係機関と連携してすすめる。

#### (2) 組織の役割

生活指導委員会の具体的役割は以下のとおりである。

- ・いじめに関する情報の収集と記録及び共有
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめ事実の確認と対応策の策定
- ・該当児童への指導と該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請
- ・教育相談及びアンケート調査結果の分析
- ・年間計画の作成・実施・検証・改善

### 3. いじめを未然防止するための取組

#### (1) 学級経営の充実

ア 道教委のいじめアンケート、教育相談、QU検査等の結果も生かしながら、児童の実態を十分に把握し、一人一人が大切にされる学級を目指す。

イ 「教えて考えさせる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

ウ 様々な場面を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育むとともに、自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。

#### (2) 心の教育の充実

ア すべての教育活動において道徳教育を実践し、「思いやりの心」や「規範意識」を育むとともに、児童の自己肯定感を育成する。

イ 人権教育の実践を通して、かけがえのない存在として自他を認め高め合える児童の育成を図る。

### (3)情報の共有化

- ア 生活指導委員会、学級経営交流会、特別支援委員会、学年打ち合せ等、様々な機会を通し、「いじめの芽」や「気になる子」に関わる情報の交流や共有化を図る。
- イ 清掃等、縦割り班活動を実施することにより、複数の職員で児童の実態を把握し指導することを徹底するとともに、全職員で情報を共有する気風を創り上げる。

## 4. いじめを早期発見するための取組

### (1)調査・相談体制の整備

- ア 児童との触れ合いを深め、日常観察を十分に行うとともに、道教委のいじめアンケートQU検査など、客観的資料を適切に活用する。
- イ 全児童を対象に個別に教育相談を実施し、児童の思いや実態を把握する。

### (2)保護者や地域、関係機関との連携

- ア 保護者や地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- イ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ウ 必要に応じて、中学校、教育委員会等の関係諸機関と連携を図る。

### (3)情報の共有化

- ア 生活指導委員会等の様々な機会を通し、「いじめの芽」や「気になる子」に関わる情報の交流や共有化を図る。

## 5. いじめに対する早期対応

- (1) いじめが懸念される事態が発生した場合、及びいじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開催し、学校全体で情報共有を図り必要な指導体制を構築するなど、今後の対応について協議する。
- (3) いじめを受けた児童・いじめを知らせた児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるような体制を構築する。
- (4) いじめを止めさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

## 6. 関係機関との連携

### (1)保護者・地域との連携

- ア PTAの各種会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行う。
- イ 学校だより、学年・学級通信等を通して情報提供を行うとともに、必要に応じて協力を呼びかける。
- ウ 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努める。
- エ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校評価や教職員評価等により検証を図り、評価結果を踏まえた改善を行う。

### (2)公的機関との連携

- ア 必要に応じ、教育委員会、教育支援センター、青少年センター等との連携を図る。
- イ 対応に苦慮する問題が発生した場合には、学校だけで問題を解決しようとせず、外部の専門機関とも積極的な連携を図る。

## 7. 重大事態への対処

### (1)重大事態の定義(「いじめ防止対策推進法」より)

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

### (2)重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。